米国との領事条約	第 七 条 領事目的の土地、建物等についての派遣国の権利	第三部 法律上の権利及び免除	第 六 条 領事職務の代行及び領事館職員の雇用	第 五 条 領事官に対する接受国の保護及び認可状等の取消七〇〇	第 四 条 領事官の任命及び認可状の付与	第 三 条 領事事務所の設置及び管轄区域の決定	第二部 任命及び管轄区域	第二条 定義	第 一 条 適用地域	第一部 適用及び定義	前 文	日次	斯禾兰十丈年 7 月 一 日
	酉の権利七○二	10th	l Oth	ずの取消七〇〇	六九九	六九九			六九五				

(略称) 米国との領事条約

◎日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約

昭和三十九年	和三十九	和三十九	和三十九	昭和三十九年	和三十九	和三十八
八 月 一 日	月十七		月十九	六月十九日	月二十九	月二十二
生二十九年条約第一	布及び効力	シントンで批准書交	准書認証	内	会承認	京で

 $(\rightarrow)$ 

米国との領事	領事条約
第八条	領事事務所の不可侵
第 九 条	領事施設及び領事官等の私的財産の接受国による収用七〇六
第十条	通信の自由七〇七
第十一条	領事官又は領事館職員の裁判権からの免除及び出入国に関する権利…七〇八
第四部 财政上	の特権
第十二条	領事施設の免税特権七一二
第十三条	領事官及び領事館職員の免税特権七一四
第十四条	輸入品に対する関税、内国税の免除七一七
第五部 領事職	務一般
第十五条	自国民保護に関する領事官の職務七二〇
第十六条	抑留、拘禁又は服役中の国民の保護に関する領事官の職務七二二
第十七条	証明事務等領事官の通常職務七二三
第六部 遗产及	産及び財産の移転七二六
第十八条	遺産についての領事官の職務
第七部 海運:	七二九
第十九条	入港船舶と領事官との連絡
第二十条	船舶内部の事項に関する領事官の職務七二九
第二十一条	船舶内部の問題に対する接受国の管轄権七三一
第二十二条	派遣国の港に向かう船舶に関する領事官の職務七三四
第二十三条	難破船についての領事官の職務七三四
第二十四条	船舶に関する規定の航空機への適用 七三六
第八部 最終規定…	
第二十五条	特権及び免除に関する規定の適用除外 七三七
第二十六条	領事職務遂行についての一般的規定七三八

2 「それ目) こう こうかい 1 沖縄への暫定的不適用 ····································	日次	昭和三十八年 三 月二十二日 東京で署名	○議定書	末	第二十七条 批准、効力発生及び有効期間七三九
---	----	----------------------	------	---	------------------------

5	4	3	2	
「家族」について	外交財産への適用 日	裸傭船の取扱い	「派遣国のために行動する者」について :	
について	七四一	(い)」	「派遣国のために行動する者」についてセニー	100

	適 用 地 域		定 義 用 及 び									前	
米国との領事条約	(パナマ運河地帯を除く。)から成るものとする。 約国の主権又は権力の下にあるすべての陸地及び水域この条約の規定が適用される締約国の領域は、各締	第一条	第一部適用及び定義	り協定した。 し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおし、それが良好妥当であると認められた後、次のとお	これののと望られ、「れっこれの」と語られ、ここ	特命全権大使 エドウィン・O・ライシャワー	アメリカ合衆国		外務大臣 大平正芳	日本国	領事条約を締結することに決定し、そのため、次の事項を規定することを希望し、		条約日本国とアメリカ合衆国との間の領事
六九五	The territories of the High Contracting Parties to which the provisions of this Convention apply shall be understood to comprise all areas of land and water subject	Article 1	Part I APPLICATION AND DEFINITIONS	spective full powers, which were found in good and due form, have agreed as follows:	and Plenipotentiary	Edwin O. Reischauer, Ambassador Extraordinary	The United States of America:	and	Masayoshi Ohira, Minister for Foreign Affairs,	have appointed as their Plenipotentiaries for this purpose Japan:	one country in the territories of the other, Have decided to conclude a Consular Convention and	Japan and the United States of America, Being desirous of regulating the consular affairs of	CONSULAR CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

米国との領事条約

この条約の適用上、第二条

① 「派遣国」とは、領事官を任命する締約国をいう。

行する領域が属する締約国をいう。② 「接受国」とは、派遣国の領事官が そ の職務を遂

(3)「国民」とは、

ゆ)をいう。
 ゆ)をいう。
 ゆ)をいう。

む。)をいう。 に基づいて正当に設立 され た すべ ての法人を含ての者(文脈上許容されるときは、日本国の法令の

「者」とは、個人又は法人をいう。

(4)

六九六

to the sovereignty or authority of either High Contracting Party, except the Panama Canal Zone.

Article 2

For the purpose of this Convention:

(1) The term "sending state" means the High Contracting Party by which a consular officer is appointed;
(2) The term "receiving state" means the High Contracting Party within whose territories a consular officer of the sending state exercises his functions;

(3) The term "nationals" means

(a) in relation to the United States of America, all citizens of the United States and all persons under the protection of the United States, including, where the context permits, all juridical entities duly created in or under the laws of any of the territories of the United States to which the Convention applies;

(b) in relation to Japan, all persons possessing the nationality of Japan, including, where the context permits, all juridical entities duly created under the laws of Japan;(4) The term "person" shall be deemed to include any individual or juridical entity;

(5) The term "vessel", unless otherwise specified,

定

義

		(9) 「領事館職員」とは、領事官以外の個人で領事事務所の役務職員をいう。ただし、その者の氏 で又はその他の許可を与えたものをいう。 領事官」とは、派遣国が領事職務を効果的に遂行 で報事官」とは、派遣国が領事職務を効果的に遂行 でした。そいう。 「領事官」とは、派遣国が領事職務を効果的に遂行 でした。 での財産(車両、船舶及び航 でした。 での財産(車両、船舶及び航 でした。 での財産(車両、船舶及び航 でした。 での財産(車両、船舶及び航 でした。 での財産(車両、船舶及び航 でした。 での の の の の の の の の の の の の の の の の の の
「留手匹と」 この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づきこの条約が適用される派遣国の領域の法令に基づきこの条約が適用される派遣国の領域の法令に基づきに、 有体財産 を 指称するため用		人
国が使用する土地及び建物をいうものとする。「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、低小価値で、国家には、有体財産 を 指称するため用で領事事務所」とは、有体財産 を 指称するため用が適用される派遣国の領域の法令に基づき	of official consular business;	
いられるときは、公の領事事務を遂行するため派遣「領事事務所」とは、有体財産 を 指称するため用登録されているすべての船又は舟艇をいう。この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づき、「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、	to the premises used by the sending state for	国が使用する土地及び建物をいうものとする。
「領事事務所」とは、有体財産 を 指称するため用登録されているすべての船又は舟艇をいう。この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づき、「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、		いられるときは、公の領事事務を遂行するため派遣
登録されているすべての船又は舟艇をいう。この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づき「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、		
この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づき「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、	Convention applies ;	登録されているすべての船又は舟艇をいう。
「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、		この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づき

rative or technical work or belongs to the service staff

管轄 区 坂 び

	友
	第二部 王命及び管辖区或
	る。 則、命令及びこれらに類する規程 を 含む もの とす
	体において法としての効力を有する法律、政令、規
$\sim$	「法令」とは、締約国の領域又は そ の地方公共団
<u>а</u>	日本の言言方で、
	山本り諸当品をいう。
. e	
0	町村を含むが、これらに限定されない。)をいう。
ч	は行政上の地方団体(たとえば、州、県、郡又は市
$\sim$	「地方公共団体」とは、一方の締約国 の 政治上又
	似の物をいう。
c	庫その他公の目的のため保有され又は使用される類
0	現金、印紙類、印章、記録保管用キャビネット、金
$\sim$	「公文書」とは、公の通信文、書類、書籍、記録、
g	
c	
ç	当に通知されたことを条件とする。
0	名が第六条②の規定に従つて接受国の関係当局に正
	米国との領事条約

六九八

of a consular office provided that his name has been duly communicated to the appropriate authorities of the receiving state in accordance with the provisions of paragraph (2) of Article 6;

(10) The term "archives" shall be deemed to include official correspondence, documents, papers, books, records, cash, stamps, seals, filing cabinets, safes and other similar items held or used for official purposes;

(11) The term "local subdivision" shall be deemed to refer to any political or administrative subdivision of one of the High Contracting Parties, including, by way of example and not by way of limitation, any state, prefecture, county or municipality;

(12) The term "authorities of the receiving state" shall be deemed to include the authorities of the receiving state and of any local subdivision thereof;

(13) The term 'laws' shall be deemed to include the laws, decrees, regulations, ordinances and similar measures having the force of law in the territories of either High Contracting Party or in any local subdivision thereof.

## Part II APPOINTMENTS AND DISTRICTS

Article 3

付認任領	定区及所領
与可命事	域びの事
状及官	の管設事
のびの	決轄置務
<ol> <li>(1) 派遣国は、接受国内にある自国の領事事務所に、</li> <li>(2) 接受国は、領事官の委任状又はその他の任命通告</li> <li>書が提出されたときは、領事職務を遂行するための</li> <li>書が提出されたときは、領事職務を遂行するための</li> </ol>	<ol> <li>(1) 派遣国は、接受国の領域内において、接受国が設置に同意するいかなる場所にも領事務所を設置し、かつ、維持することができるものとし、かつ、その範囲を接受国に通報しておくものとする。</li> <li>(2) 派遣国は、接受国が異議を申し入れる権利を有することができるものとし、かつ、その範囲を接受国に通報しておくものとする。</li> <li>(3) 領事官は、接受国が異議を申し入れる権利を有することができるものとし、かつ、その範囲を接受国に通報しておくものとする。</li> </ol>

consular offices in the territories of the receiving state at any place where the receiving state agrees to the es-(1)tablishment thereof The sending state may establish and maintain

consular districts in the receiving state and shall keep the receiving state to object thereto, prescribe the limits of its receiving state informed of such limits. (2) The sending state may, subject to the right of the

consular functions outside his consular district. the absence of objections from the receiving state, perform (3) A consular officer may, upon notification to and in

#### Article 4

officer to a consular office in the receiving state writing of the assignment or appointment of a consular sary to any of its consular offices in the receiving state. officers of such number and rank as it may deem neces-The sending state shall notify the receiving state in (1) The sending state may assign or appoint consular

charge such consular officer officer's commission or other notification of assignment or appointment, grant as soon as possible and free of (2) The receiving state shall, on presentation an exequatur or other of the

六九九

取可護受対領 消状及国す事 等びのる官 の認保接に

行なつた領事官の認可状又はその他の許可を取り消(3) 接受国は、重大な苦情申入れの事由となる行為を	公務員による十分な配慮を受ける権利を有する。(2) 領事官は、派遣国の公の代表機関として、特別のく、自国の関係当局に通報しなければならない。(1) 接受国は、要請があつたときは、この条約に基づ	第五条	<ul> <li>(3) 接受国は、正当な理由がない限り、認可状又はそろの領事官に及ぼしたものとはみなされない。</li> <li>(4) 接受国は、この条約に別段の定めがある場合を除したが、認可状、臨時の許可又はその他の許可を与えることを拒否してはならない。</li> <li>(5) 接受国は、正当な理由がない限り、認可状又はその</li> </ul>	ならない。許可を与えるまでの間、臨時の許可を与えなければ接受国は、必要があるときは、認可状又はその他の
---	--	-----	--	---

authorization to perform consular functions. The receiving state shall, when necessary, pending the grant of an exequatur or other authorization, grant the consular officer a provisional authorization.

(3) The receiving state may not refuse to grant an exequatur or other authorization without good cause.

(4) The receiving state shall not, except as otherwise specifically provided in this Convention, be deemed to have consented to having a consular officer acting as such or to have extended to him the benefits of this Convention prior to the grant of an exequatur or other authorization, including provisional authorization.

## Article 5

The receiving state shall, upon request, inform without delay its appropriate authorities of the name of any consular officer entitled to act under this Convention.
 As an official agent of the sending state, a consular officer shall be entitled to special protection and to the high consideration of all officials of the receiving state with whom he has official intercourse.

(3) The receiving state may revoke the exequatur or other authorization of a consular officer whose conduct

用職びの領 員領代事 の事行職 雇館及務

規定に従つて、接受国に派遣されている外交使節団③ 派遣国は、接受国の許可を得て、かつ、第四条の	(1) 領事官又は領事館職員は、代理の資格において一 時的に、死亡した領事官又は病気、不在その他の理 時的に、死亡した領事官又は病気、不在その他の理 方に当たらせることができる。この領事官代理は、 領事官が復帰し、新しい領事官が任命され、又はみ ずから領事官としての地位を確認されるまでの間、 接受国政府に対する通告により、この条約の規定に 基づく任務及び利益を遂行し及び享受することがで きる。 の通知を受ける特定の当局を指定するものとする。 の通知を受ける特定の当局を指定するものとする。	ければならない。たときは、外交上の経路を通じて派遣国に提示しなすことができる。この取消しの理由は、要請があつ

has given serious cause for complaint. The reason for such revocation shall, upon request, be furnished to the sending state through diplomatic channels.

## Article 6

(1) A consular officer or employee may be assigned temporarily in an acting capacity to perform duties of a consular officer who has died or is unable to act through illness, absence or other cause. Pending the return of the former officer, the assignment of a new officer or the confirmation of the acting officer, such acting officer may perform the duties and enjoy the benefits of the provisions of this Convention upon notification to the Government of the receiving state.

(2) The sending state shall be free to employ the necessary number of consular employees at its consular offices, but the appropriate authorities of the receiving state shall be informed of the name and address of each employee. It will be for the Government of the receiving state to designate the particular authority to whom this information is to be given.

(3) The sending state may, with the permission of the receiving state, and in accordance with the provisions of

b なったいものとする。 た の の 必要性に応じた合理的かつ 正常な数をこえるとき 加 な に な に な に な に な に な に な に な に た の 他 の 世 の が 、 こ れ を 容 認 す る こ と を 拒 否 す る こ と を 拒 否 す る こ た め 、 こ れ を や 認 す る こ と を 拒 否 す る こ た の 低 事 事 務 所 に た の 世 の た の で き る 。 。 、 こ れ な い も の に た 合 理 的 か つ 正 常 立 な 数 を 定 た る た め 、 派 遺 国 ば 、 に の じ た 合 理 的 か つ 正 常 立 な 数 を 近 に あ で き る 。 。 、 が で き る 。 。 、 か つ に あ た あ 、 派 遺 国 ば 、 そ の 他 の 長 の た め 、 派 遺 国 が 、 、 で き る 。 。 、 、 の 他 の た め 、 派 遺 国 が 、 、 で き る 。 の 他 の し た が 、 派 遺 国 が 、 、 、 で き る の 他 の し 、 か つ 、 、 、 の 他 の 一 た め 、 、 、 、 、 で き る の 。 、 、 の 他 の し 、 が で き る 、 の 他 し し た が で う る 、 の 他 の 他 の し し が で う る こ と が で き る 、 の 他 の 他 の 他 の 他 の 他 の し 、 か つ 他 の 他 の し し 、 か つ 他 の し 、 か つ 他 の し し し こ と が で う る こ と が で に あ た つ た る た め 、 、 、 、 の 他 し し 、 、 の 他 し 、 、 の し し 、 、 の 他 し 、 の し 、 こ と が で こ と が で う る こ と が で う る こ と う の で う つ た る こ る こ る こ と う の で う る こ た る こ る こ る こ る て る つ た る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る つ で る こ る こ る つ で る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る つ て る こ る こ る こ う つ こ る こ る つ で る こ る こ ろ こ る こ る こ る こ る つ こ る こ る こ る こ る つ こ る こ る こ る こ こ る こ る こ る こ る こ る こ こ こ こ る で こ こ る こ る こ る こ こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ る こ こ る こ こ る こ こ こ こ こ る こ る こ こ こ こ こ こ る こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	<b>2</b> 2 2 3 2 3 3 4 2 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4	で し し し し し し し し し し し し し	<ul> <li>ため、なし、かつ、この数</li> <li>ため、かつ、この数</li> <li>ため、次つ、</li> <li>ため、</li> <li>なたただし、</li> <li>ため、</li> <li>なたただし、</li> <li>ため、</li> <li>なたただし、</li> <li>ため、</li> <li>なたただし、</li> <li>ため、</li> <li>たただし、</li> <li>たたたたし、</li> <li>たただし、</li> <li>たたただし、</li> <li>たたたたし、</li> <li>たたたいの、</li> <li>たたいの、</li> <li>たた</li></ul>
での目的のため、派遣国が必要 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の住居にあてるため、双は派遣	他の目的のため、派遣国が必要できることによるため、又は派遣国が必要にあてるため、領事管権利及び免除の権利及び免除の住居にあてるため、又は派遣の住居にあてるため、又は派遣の住居にあてるため、又は派遣	a た た た た た た た た た た た た た	<ul> <li>あ、たたたし、かつ、この数当数が、 は、この が、 は、この ま よど、 かつ、 ことを に当数が、 特るこ、 たたたし、 ことを 記載が、 権 たたたし、 ことで ただし、 て なる、 かつ、 ことを 記載が、 権 たと、 かつ、 ことで おの数 的、 ちるため、 ないで、 なる事 領 ま ことで ただし、 ことで に ま て る ま 。 き ま 。 き ま ま ま</li></ul>
さるその他の個人的特権は、害 及び領事館職員の数が、領事管 及び領事館職員の数が、領事管 及び事情並びに当該領事事務所 ことを拒否することができる。 の権利及び免除 の権利及び免除 の住居にあてるため、又は派遣	から生じ、かつ、接受国が異議 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除 の権利及び免除	<ul> <li>こるため、</li> <li>、 接受国が、</li> <li>(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1</li></ul>	<ul> <li>ス は は に は に は に は に に は に に に</li></ul>
さるその他の個人的特権は、害 及び領事館職員の数が、領事管 及び領事情並びに当該領事事務所 ことを拒否することができる。 一 生物かつ正常な数をこえるとき でとを拒否することができる。	の住居にあてるため、又は派遣の住居にあてるため、又は派遣	a ただし、その構 る ため、又は派 事 官	aため、かつ、この条 るため、又は派事 官 をため、又は派遣 に当該のが、 権 は、 を るため、 ス に 当 る た め 、 た で あ る こ と の の 物 ち る た た だ し、 た で あ る こ と の の の の の り の ち の に う た の の の の の の の の の の の の の の の の の の
<b>争事務所にあてるため、領事官</b> の権利及び免除 の権利及び免除	<b>事事務所にあてるため、領事官</b> の権利及び免除 の権利及び免除	ころため、領事官 に当数が、領事官 に当数が、領事事 音 に当数が、領事事 音 に当数が、領事 音 に当 数が、領事 音	こるため、領事官 こるため、領事官 に当該が、領事 官 こことの構
の権利及び免除 ことを拒否することができる。 ことを拒否することができる。	の権利及び免除したを拒否することができる。	は、 は、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	は、かつ、この条 し、かつ、この条 に当該領事、領 事の数が、領 事の数が、領 事の数が、 であるこその構 をことである。 をことの構 を ただし、この条
ら権利及び免除 ことを拒否することができる。 ことを拒否することができる。	の権利及び免除 ことを拒否することができる。 ことを拒否することができる。	は、 なな、 なな、 なな、 なな、 なな、 なる、 なる、 なる	は、かつ、この条 し、かつ、この条 に当該領が、領事 であることの構 をことの構 をことの構 をことの構
ことを拒否することができる。 及び事情並びに当該領事事務所 及び領事館職員の数が、領事管	ことを拒否することができる。 及び事情並びに当該領事事務所 及び領事館職員の数が、領事管 及び領事館職員の数が、領事管	ることができる。 個人的特権は、害 し、その構 し、その構	ることができる。 し、かつ、この条 し、かつ、この条
さるその他の個人的特権は、害	空るその他の個人的特権は、害 及び領事館職員の数が、領事管 及び領事館職員の数が、領事管	は し 、 た だ し 、 そ の 構 に 当 該 領 事 務 所 管 、 そ の 構 の 数 が 、 領 事 務 所 管 、 そ の 構 の 数 が 、 で あ る こ と に よ よ の 数 が 、 、 そ の 数 が 、 、 そ の 数 が 、 、 で あ る こ と に よ よ 、 そ の 数 が 、 、 で あ る こ と に よ よ 、 そ の 数 が 、 、 で あ る こ と に よ よ 、 そ の 数 が 、 、 で あ る こ と に よ よ 、 こ ろ こ た だ し 、 そ の 数 が 、 、 留 事 務 下 管 、 で あ る こ と に よ よ 、 こ る こ と に よ よ 、 こ る こ ら に よ よ 、 こ ろ こ ら に よ よ 、 こ ろ こ ら に よ よ 、 こ ろ こ ら に よ よ こ こ こ こ こ こ に よ よ 、 こ う こ う こ 、 こ 、 こ 、 こ ら こ ら に よ よ 、 こ う こ ら に よ よ 、 、 ち の 、 ち で う 、 ち 、 う 、 う 、 ち こ こ こ こ こ こ ろ こ ら こ こ こ こ こ こ こ こ こ ろ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ ろ こ こ こ こ こ こ ろ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	は し、 かつ、 この 数 が 、 領 事 務 第 で あ る こ と に よ こ え る の と に よ 、 た だ に し 、 か つ 、 こ の 、 お 、 そ の 構 、 、 で あ る こ と に よ 、 そ の 数 が 、 こ そ の 数 が 、 こ え こ た だ に し 、 そ の 数 が 、 こ え こ た だ に し 、 そ の 数 が 、 で あ る こ と に よ に 、 こ そ の 数 が 、 こ そ の 数 が 、 こ そ こ た に に こ こ こ た に こ こ そ の 数 が 、 、 で あ る こ と に よ こ こ こ こ こ こ こ こ ろ こ の 数 が 、 こ 、 こ の ま の 新 、 第 一 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ の 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ の こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 つ 、 、 、 こ こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ 、 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ
<b>及び事情並びに当該領事事務所</b> 及び領事館職員の数が、領事管	及び事情並びに当該領事事務所及び事情並びに当該領事事務職員の数が、領事管便節団の構成員であることによ	に 当 該 領 事 事 務 所 に た だ し 、 そ の 構	に 当 該 領 事 務 新 管 に あ る こ と に よ そ の 構
<b>及び領事館職員の数が、領事管</b>	<b>反び領事館職員の数が、領事管</b> ざるその他の個人的特権は、害	<b>日</b> の数が、領事管 日 の数が、領事管	Qの数が、領事管 の数が、領事管
ざるその他の個人的特権は、害	ざるその他の個人的特権は、害便節団の構成員であることによ	画人的特権は、害れただし、その構	個人的特権は、害 れだし、その構 し、かつ、この条
害	とができるその他の個人的特権は、害の外交使節団の構成員であることによ	回人的特権は、害 日であることによ	個人的特権は、害し、かつ、この条
	の外交使節団の構成員であることによ	日であることによただし、その構	日であることによただし、その構
ただし、その構構成員は、この条	<sup>る権利を有し、かつ、この条</sup> これらの構成員は、この条	これらの構成員は、この条	

rticle 4, assign one or more members of its diplomatic ission accredited to the receiving state to the perormance of consular functions. Such members shall be ntitled to the benefits, and be subject to the obligations, f this Convention, without prejudice to any additional ersonal privileges to which they may be entitled by virtue being members of the diplomatic mission of the sendg state.

(4) The feceiving state may refuse to accept a size of the consular staff exceeding what is reasonable and normal having regard to circumstances and conditions in the consular district, and to the needs of the particular consular office.

# Part III LEGAL RIGHTS AND IMMUNITIES

## Article 7

(1) The sending state may acquire under such form of tenure as it may choose, whether on lease, in full ownership, or under such other form of tenure as may exist under the laws of the receiving state, and may thus hold and occupy, either in its own name or in the name of one or more persons acting on behalf of the sending state, land,

有する一又は二以上の者をいうものとする。これに類似の資格において派遣国のために財産を保動する一若しくは二以上の者」とは、信託上の又は	この条及び第十二条において「派遣国のためにことが了解される。	地について適用される建築、土地区画整理又は都市(3) 派遣国は、当該土地が所在する地域のすべての土工作物を設置する権利を有する。	(2) 派遣国は、自国がこのようにして所有し又は賃借要請に応じて与えられるものとする。	これごにたこういるようにたち。 局の許可が必要とされるときは、その許可、このような取得のための条件として、接	保育し及び占有することができる。妾受国り去令こめに行動する一若しくは二以上の者の名において、い。)により取得し、かつ、派遣国又 は 派遣国のたいて認められるその他の保有形式によるとを問わなによると、所有によると、又は接受国の法令に基づ

buildings, parts of buildings, and appurtenances located in the receiving state and required by the sending state for the purposes of a consular office, or of a residence for a consular officer or employee, or for other purposes to which the receiving state does not object, arising out of the operation of a consular establishment of the sending state. If, under the laws of the receiving state, the permission of the authorities of the receiving state must be obtained as a prerequisite to any such acquisition, such permission shall be granted on request.

(2) The sending state shall have the right to erect, as part of its consular establishments, buildings and appurtenances on land which it so owns or holds on lease.
(3) It is understood that the sending state shall not be exempt from compliance with any local building, zoning or town planning regulations applicable to all land in the area in which such land is situated.

(4) The phrase "one or more persons acting on behalf of the sending state" shall, within the meaning of Articles 7 and 12, be deemed to refer to any person or persons holding property in a trust or similar capacity for the benefit of the sending state.

米国との領事条約

セロヨ

侵 所 領 事 可 務

米国との領事条約

文書と区別して おく ことを要求する もの ではな部をなす場合には、外交上の公文書を領事館の公から完全に区別された場所に保管しなければならの私的の又は営業上の書類が保管されている場所	(3)(a) 領事事務所の公文書は、領事官及び領事館職員ができる。	に際しては、いずれの領事官の住居にも掲げること事官の住居にも掲げることができ、また、緊急事態る。これらの旗は、適当な場合には、館長である領つ、派遣国の国旗及び領事旗を 掲げる こと が でき	航空機に、派遣国の紋章又 は 国家標識 を 付し、かも、その任務の遂行のため使用する車両、船舶及び領事事務所に掲げることができる。いずれの領事官	<b>声</b> 旗	す又あ	第八条
---	-----------------------------------	---	--	---------------	-----	-----

七〇四

### Article 8

(1) The consular officer in charge may place, outside the consular office, the coat-of-arms or national device of the sending state and an appropriate inscription in the official language of the sending state designating such office.

(2) The consular officer in charge may fly the flag of the sending state and the consular flag at the consular office. Any consular officer may also place the coat-ofarms or national device and fly the flag of the sending state and its consular flag on the vchicles, vessels and aircraft which he employs in the exercise of his duties. Such flags may also be flown on suitable occasions at the residence of the consular officer in charge and in times of emergency at the residence of any consular officer.

(3) (a) The archives of the consular office shall be kept in a place entirely separate from the place where the private or business papers of consular officers and employees are kept. This provision does not require the separation of diplomatic from consular archives when a consular office forms part of the diplomatic mission.

(4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	可侵とし、接受国の当局は、いかなる理由遣国の領事事務所に保管される公文書は、
--	--

authorities of the receiving state may not, under any pretext, examine or detain them. (4) A consular office shall not be entered by the police or other authorities of the receiving state, except with the consent of the responsible consular officer or, if such consent cannot be obtained, pursuant to appropriate writ or process and with the consent of the Minister for Foreign Affairs when Japan is the receiving state or the Secretary of State when the United States of America is the receiving state. The consent of the responsible consular officer shall be presumed in the event of fire or other disaster or in the event that the authorities of the receiving state have probable cause to believe that a crime involving violence to persons or property has been, or is being, or is about to be committed in the consular

(b) The archives, kept in a consular office of the sending state, shall at all times be inviolable, and the

(5) A consular office shall not be used to afford asylum to fugitives from justice. If a consular officer refuses to surrender a fugitive from justice on the lawful demand of the authorities of the receiving state, such authorities

office

#### よ接的官及領 る受財等び事 収国産の領施 用にの私事設

るはし発車る	2) 頃事官又よ頃事館巤員よ、その呆有し又よ占有すは、接受国の法令に従い、国防又は公共事業のためは、接受国の法令に従い、国防又は公共事業のため	む°)について、すべての軍事上の徴発、 金銭的負をなす財産(すべて の車両、 船舶及 び 航空機を含備、 派遣国は、接受国における自国の領事施設の一部第九条	6) ④ ④及び⑤の規定に基づ い て領事事務所 に 立ち入	とができる。
--------	---	--	--------------------------------	--------

may, in accordance with the procedures established by paragraph (4) of this Article, enter the consular office to apprehend the fugitive.

(6) Any entry into or search of a consular office pursuant to paragraphs (4) and (5) of this Article, shall be conducted with due regard to the inviolability of the consular archives.

### Article 9

(1) The sending state shall enjoy an exemption from all military requisition, contributions or billeting with respect to property forming part of its consular establishments in the receiving state, including all vehicles, vessels and aircraft. Immovable property may, however, be seized or taken for purposes of national defense or public utility in accordance with the laws of the receiving state. (2) A consular officer or employee shall enjoy an exemption from all military requisition, contributions or billeting with respect to the private residence and the furniture and other household articles and all vehicles, vessels and aircraft held or possessed by him. Such private residence may, however, be seized or taken for

七〇六

由 値 信の自

(3) (1) (4) ものとする。 できる。領事官は、領事封印袋を郵便機関を通じて の封印袋その他の容器を使用して、発受することが は暗号による公の書類を、伝書使により、又は公用 を使用する権利を有する。また、領事官は、平文又 して通信することができ、この場合において、暗号 団及び領事事務所とすべての公共の通信手段を使用 交使節団及び領事事務所又は派遣国の他の外交使節 転することができるような形態により、支払われる 貨に容易に交換することができ、かつ、派遣国に移 最終的に決定した日から三箇月以内に、派遣国の通 当な補償を受けるものとする。補償金は、その額が 又は収用されたすべてのこのような財産につき、 避けるよう、 合においては、領事職務の遂行の妨げとなることを (1)又は(2)の規定により差押え又は収用を行なう場 領事官は、本国政府、接受国内にある派遣国の外 派遣国、領事官又は領事館職員は、差し押えられ 第十条 あらゆる努力を払わ なけ れば ならな E

米国との領事条約

発受するに際し、接受国の郵便に関する法令に従わ

with the laws of the receiving state

(3) In any of the cases referred to in paragraphs (1) and (2) of this Article, every effort shall be made to avoid interference with the performance of consular functions.

(4) The sending state or the consular officer or employee shall receive due compensation for all such property seized or taken. Compensation shall be payable in a form readily convertible into the currency of and transferable to the sending state, not later than three months from the date on which the amount of compensation has been finally fixed.

## Article 10

(1) A consular officer may be in communication with his Government or with the diplomatic mission and consular offices of the sending state in the receiving state or with other diplomatic missions and consular offices of the sending state, making use of all public means of communication. This includes the right to make use of secret language. In addition, a consular officer may send and receive official documents, either in clear or secret language, by courier or by means of sealed official pouches and

•

の判職は領 免権員領事 除かの事官 及ら裁館又

あるものについては、派遣国が接受国に対し、外(1)。) 領事官又は領事館職員は、公の資格で行なつた第十一条	受けることがあるものとする。 受けることがあるものとする。 でする権利を除くほか、接受国による合理的利は、領事官とその本国政府との間及び領受国が武力抗争に巻きこまれている間は、は、不可侵とする。	当局は、これを検閲し、又は押収してはならない。なければならない。ただし、このことは、この項の規定に影響を及ぼすものではない。
---	---	--

other official containers. In sending or receiving consular pouches through postal channels, a consular officer shall be subject to the postal laws of the receiving state, provided that the provisions of this paragraph shall not be affected thereby.

(2) The official documents referred to in this Article shall be inviolable and the authorities of the receiving state shall not examine or detain them. Sealed official pouches and other official containers shall be inviolable when they are certified by a responsible officer of the sending state as containing only official documents.

(3) During such time as the receiving state is engaged in armed conflict, the right of communication, other than that relating to communications between the consular officer and his Government and between the consular officer and the diplomatic mission of the sending state in the receiving state, may be subject to reasonable restriction by the receiving state.

## Article 11

(1) (a) A consular officer or employee shall not, except with the consent of the sending state notified to the receiving state in writing through diplomatic channels,

権利 利 する る

1	
s	
ъ	
Þ	るものでないことが了解される。
ŧ.	提示し又は証言を行なうことを拒否する権利を与え
بم	領事館職員に対し、このような契約に関して書類を
0	げるものでないこと及び(5)(0の規定は、領事官又は
0	又は領事館職員が義務を負うものとされることを妨
	外で締結した契約に係る民事訴訟において、領事官
	(2) (1)(4)の規定は、個人の資格で、かつ、公務の範囲
0	
п	除される。
\$	か、接受国内で逮捕され又は訴追されることを免
0	せら れる こと が ある罪に問われる場合を除くほ
	(ゆ) 領事官は、有罪であれば一年以上の禁錮刑に処
0	-
Ħ	
c	られないものとする。
s	領事館職員に対して管轄権を行使することを妨げ
0	な過失による行為について、接受国の国民である
f	ない。ただし、接受国の裁判所は、悪意又は重大
s	場合を除くほか、接受国の裁判所の管轄権に服さ
5	交上の経路を通じて、同意の旨を書面で通告する

米国との領事条約

(3)

接受国は、

領事官又は領事館職員に対して自国の

e subject to the jurisdiction of the courts of the receiving tate in respect of acts performed in his official capacity, alling within the functions of a consular officer under this Convention. However, the courts of the receiving state hall not be precluded from exercising jurisdiction over a onsular employee who is a national of the receiving state n respect of acts committed through wilful misconduct or gross negligence.

(b) A consular officer shall be exempt from arrest or prosecution in the receiving state except when charged with the commission of a crime which, upon conviction, might subject the individual guilty thereof to a sentence of imprisonment for a period of one year or more.

2) It is understood that the provisions of subparagraph 1)(a) of this Article do not preclude a consular officer or employee from being held liable in a civil action arising out of a contract concluded by him in his private capacity and not within the scope of his official duties, and that he provisions of subparagraph (5)(b) of this Article do not entitle a consular officer or employee to refuse to produce any document or to give evidence relating to uch a contract.

(3) When the receiving state is permitted to exercise

は、正義のためこれに応じなければならない。領ことなくこの要請に応ずることが可能であるとき	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局又	する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事項	(b) 領事官又は領事館職員は、領事官の公文書に属	うものとする。	又は書面によるその証言を録取するよう取り計ら	れる場合には、その事務所又は住居において口頭	合理的な措置を執り、かつ、可能な場合又は許さ	領事館職員の公務の遂行を妨げないようすべての	求する行政当局又は司法当局は、その領事官又は	を行なうことを要求することができる。証言を要	職員に対し、民事事件又は刑事事件において証言	(5)a) しに定める場合を除くほか、領事官又は領事館	それらの役務に代わる金銭的負担を免除される。	察、行政又は陪審に関するあらゆる種類の役務及び	④ 領事官又は領事館職員は、陸軍、海軍、空軍、警	ればならない。	務の遂行を不当に妨げないようにこれを行使しなけ	裁判権を行使することを認められたときは、領事職	米国との領事会系
	は司法当局から要請されたときは、これを拒否す	法当局から要請されたときは、これを拒否して証言を行なうことを接受国の行政当局	法当局から要請されたときは、これを拒否して証言を行なうことを接受国の行政当局書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事」領事官又は領事館職員は、領事官の公文書に	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事うものとする。	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事うものとする。	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事うものとする。	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事でした。	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事する書類を提示し又は自己の公務の範囲なす計で、 領事官又は領事館職員は、領事官の公文書に うものとする。	は司法当局から要請されたときは、これを拒否に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事する書類を提示し又は自己の公務の範囲なする。うものとする。 は司法当局から要請されたときは、その領事官又は許求する行政当局又は司法当局は、その事務所又は住居において口 ないまでによるその証言を録取するよう取り計 で、うものとする。	は司法当局から要請されたときは、これを拒否で関して証言を行なうことを接受国の行政当局では書館職員の公務の遂行を妨げないようすべて知る場合には、その事務所又は住居において口又は書面によるその証言を録取するよう取り計する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事で又は雷を又は領事館職員は、領事官の公文書にうものとする。 近日法当局がら要請されたときは、これを拒否 に関して証言を行なうことを接受国の行政当局 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事 で関して証言を行なうことを接受国の行政当局 に関して証言を行なうことを接受国の行政当局 に関して証言を行なうことを接受国の行政当局 に関して証言を行なうことを接受国の行政当局 に関して証言を行なうことを接受国の行政当局	は司法当局から要請されたときは、これを拒否で関して証言を行なうことを要求することができる。証言を録して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事で関して証言を行なうことを要求することができる。証言を職員に対し、民事事件又は刑事事件において証	(b)に定める場合を除くほか、領事官又は 領事官又は領事館職員に対し、民事事件又は刑事事件におい れる場合には、その事務所又は住居におい れる場合には、その事務所又は住居におい れる場合には、その事務所又は住居におい れる場合には、その事務所又は住居におい する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で開して証言を行なうことを接受国の行政 うものとする。	しに定める場合を除くほか、領事官又は 間事館職員の公務の遂行を妨げないようす でする行政当局又は司法当局は、その 事館職員の公務の遂行を妨げないようす でする行政当局又は司法当局は、その 軍事官取して証言を執り、かつ、可能な場合又 は書面によるその証言を録取するよう取 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で、可能な場合を除くほか、領事官又は 領事官又は領事館職員は、領事官又は できる。 で、 できる。 で、 で、 で、 の とを要求することができる。 が で、 で、 の を が で、 の と を の の の の の の の の の の の の の の の の の	は司法当局から要請されたときは、これを で、行政又は陪審に関するあらゆる種類の役 のとする。 で、する行政当局又は司法当局は、役事官又は 書館職員の公務の遂行を妨げないようす を行なうことを要求することができる。 証 できる。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	は司法当局から要請されたときは、これを で、行政又は陪審に関するあらゆる種類の役 で、行政又は陪審に関するあらゆる種類の役 でなうことを要求することができる。 部 間に定める場合を除くほか、領事官又は 領事館職員の公務の遂行を妨げないようす を行なうことを要求することができる。 証 でする行政当局又は司法当局は、その領事 を行なうことを要求することができる。 正 関して証言を執り、かつ、可能な場合又 は 書面によるその証言を録取するよう取 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で で 言 るのとする。 で す る 書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で た の 公務の範囲 に な り、た の 事 席 て な り、た の 来 す る に な の た る そ の と を 要求する こ と を 要求する こ と を 要求する こ と た 要 来 す る に な の 次 の 法 の 会 務 所 又 は 市 に な の の ろ 務 の 文 に た の ま の の ろ の の で の の の の の ろ の と の の の ろ の の の の の の の の	は司法当局から要請されたときは、これを に関して証言を行なうことを接受国の行政 りに定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員の公務に代わる金銭的負担を免除され のとするうことを要求することができる。 新職員に対し、民事事件又は刑事事件におい のに定める場合を除くほか、領事官又は 領事館職員の公務の遂行を妨げないようす 求する行政当局又は司法当局は、その領事 できる。 新国によるその証言を録取するよう取 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 できる。 がつ、可能な場合又 に関して証言を行なうことを接受国の行政 うものとする。 して証言を行なうことを接受国の行政 がつ、可能な場合又 ながずないようす できる。 がのとする。 のののので のののので のののので のののので ののののので のののので のののので のののので のののので ののののので ののののので ののののので のののので のののののので のののので のののので のののので のののので のののののので のののののので のののののののの	は司法当局から要請されたときは、これを行 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で しに定める場合を除くほか、領事官又は のとする。 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で に関して証言を行なうことを接受国の行政 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で がっとする。 で する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で に関して証言を行なうことを接受国の行政 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で がつ、可能な場合マ が で き る に し た た る そ の ま 着 に に た め る 場 に た め る 場 に た た る そ の 法 告 を 院 く は か で た の た の 法 告 を 院 く に か の 、 の で の 務 に に た の と を の 第 席 て に は 、 で の の 務 の 送 行 を が に た の の 務 の で た う こ と を 要求する こ と が で の が で の で の に に た の の 第 に は の 、 の で の に に た の う こ と を 要求する こ と た 妻 の が の 、 の で の う の た の に 行 を か り に た た う こ と を を 家 の に た の ろ の の の で に し て に た の う こ と を の う こ と を を の う こ と を た の の 、 一 で う こ と を の の の の で の の で の う の の の で の の の の の の	は司法当局から要請されたときは、これを で しに定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員に対し、民事事件又は領事官又は領事館職員は、陸軍、海軍、 で で た で た た た た た た た た た た た た た た た
利を有		関して証言を行なうことを接受国の行政当局	して証言を行なうことを接受国の行政当局書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事』。領事官又は領事館職員は、領事官の公文書に	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事〕領事官又は領事館職員は、領事官の公文書にうものとする。	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事うものとする。うものとする。	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事うものとする。 又は書面によるその証言を録取するよう取り計れる場合には、その事務所又は住居においてロ	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事うものとする。 うものとする。 なは書面によるその証言を録取するよう取り計 れる場合には、その事務所又は住居において口	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局合理的な措置を執り、かつ、可能な場合又は許可の事務所又は住居において口れる場合には、その事務所又は住居において口れる場合にはるその証言を録取するよう取り計領事館職員の公務の遂行を妨げないようすべて	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事れる場合には、その事務所又は住居において口れる場合には、その事務所又は住居において口れる場合には、その事務所又は住居において口求する行政当局又は司法当局は、その領事官又は許する行政当局又は司法当局は、その領事官又	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局する青類を提示し又は自己の公務の範囲内の事前事館職員の公務の遂行を妨げないようすべて承する行政当局又は司法当局は、その領事官又は領事官又は領事館職員は、領事官又は領事官又は自己の公務の遂行を妨げないようすべて求する行政当局又は司法当局は、その領事官又を行なうことを要求することができる。証言を	に関して証言を行なうことを接受国の行政当局で関して証言を行なうことを接受国の行政当局で、その事務所又は住居において口れる場合には、その事務所又は住居において口れる場合には、その事務所又は住居において口求する行政当局又は司法当局は、その領事官又は許正を録取することができる。証言を職員に対し、民事事件又は刑事事件において証	に関して証言を行なうことを接受国の行政で関して証言を行なうことを接受国の行政であったの事務所又は住居においれる場合には、その事務所又は住居においれる場合には、その事務所又は住居においれる場合には、その事務所又は住居においするようででは書面によるその証言を録すするようです。 「領事官又は領事館職員は、領事官の公交 うものとする。 「領事官又は領事館職員は、領事官又は しに定める場合を除くほか、領事官又は	に関して証言を行なうことを接受国の行政で、 の後務に代わる金銭的負担を免除され のとする。 で、 しに定める場合を除くほか、領事官又は 書館職員の公務の遂行を妨げないようす を行なうことを要求することができる。 証 できる。 で に関して証言を執り、かつ、可能な場合又 に関して証言を執り、かつ、可能な場合又 は 書面によるその証言を録取するよう取 する書類を提示し又は自己の公務の範囲内 で で き のとする。	に関して証言を行なうことを接受国の行政れらの役務に代わる金銭的負担を免除されたの役務に代わる金銭的負担を免除される場合には、その事務所又は住居においたできる。証言を提示しては重重職員の公務の遂行を妨げないようすれる場合には、その事務所又は住居においれるの役務に代わる金銭的負担を免除されて、そのして証言を行なうことを要求することができる。証拠して証言を行なうことを要求することができる。証券がりた。 のとする。 に関して証言を行ならことを接受国の行政がである。 で関して証言を行ならことを接受国の行政ができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でのとする。	に関して証言を行なうことを接受国の行政 れらの役務に代わる金銭的負担を免除され のとする。 で、 で、 のとする。 に関して証言を執り、かつ、可能な場合又 は書面によるその証言を録取するよう取 れる場合には、その事務所又は住居におい のとする。 で、 で、 のとする。 で、 に関して証言を行なうことを を が で た の と を 要求する た し、 に た め る 場 に に し、 た る 場 の 会 務 に 代 わる 金銭 の 会 務 の え た を が で た の の 務 所 又 は 官 子 に か 、 の で の ろ の の ろ の の ろ の の ろ の で に 、 の の ろ の の 派 に の の の ろ の の の 務 の の 、 の に 定 の の 務 の の 、 の の 、 の の 、 の で の に に か し、 に の の 務 の の 、 の の に の の 、 の の ろ の の ろ の の ろ の の ろ の の 、 の の ろ の の ろ の に 、 の の の の に 、 の の の に に し 、 の の の 記 言 の の の の に う つ こ と を 定 の の で う の 記 の の ろ の の 、 の で の の の 、 の の の の の の の の の 、 の の の の	に関して証言を行なうことを接受国の行政 れらの役務に代わる金銭的負担を免除され のの役務に代わる金銭的負担を免除され のに定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員の公務の遂行を妨げないようす を行なうことを要求することができる。証 職員に対し、民事事件又は刑事事件におい 領事館職員の公務の遂行を妨げないようす を行なうことを要求することができる。証 できる。 でする行政当局又は司法当局は、その領事 に対し、民事事件又は刑事事件におい 行なりことを要求することができる。 で で う ものとする。 (関して証言を行なうことを接受国の行政 がつ、可能な場合又 は 言 の 公務の が で た る の と す る の と す る の と す る の と す る の と す る の と す る の 没 務 に 、 た の 務 所 又 は 信 居 に な い 、 に 、 た の 務 の の 務 の 、 た の 、 の の 務 の 、 の の 務 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の 、 の 、 の の 、 の の の 、 の の 、 の の の の の 、 の の 、 の の 、 の の の の の の の 、 の の の の に に の の の の	に関して証言を行なうことを接受国の行政 いに定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員は、陸軍、海軍 でなうことを要求することができる。 前事館職員の公務に代わる金銭的負担を免除され の没務に代わる金銭的負担を免除され の没務に代わる金銭的負担を免除され でする行政当局又は司法当局は、その領事 を行なうことを要求することができる。 がつ、可能な場合 には、その事務所又は住居におい なる場合には、その事務所又は住居におい できる。 で うものとする。 で うものとする。	に関して証言を行使することを接受国の行政 に関して証言を行し、領事官又は領事館職員は、陸軍、海軍 の没務に代わる金銭的負担を免除され の役務に代わる金銭的負担を免除され の役務に代わる金銭的負担を免除され に定める場合を除くほか、領事官又は 領事館職員の公務の遂行を妨げないようにこれを行使 でなうことを要求することができる。 が で た る場合には、その 事 外所又は住居におい れる場合には、その 事 件 て は し に定める場合を除くほか、 領事官又は 倍 事 件 て な り 、 かつ、 可 能な場 の 没 務 の 没 お の と を を 表 の し 、 に 定 め る 場 合 を 除 く は か 、 領 事 官 又 は 信 事 席 に 対 し 、 民 事 事 件 又 は 刑 事 事 件 て は 、 、 で で る あ ら に は 、 、 で で の 没 務 に 代 わ る 金銭 的 負 担 を を 院 で う こ と を 要求する こ と が で 、 で で う こ と を を 家 、 で の 、 務 所 又 は に 、 、 で 、 の 、 の 、 務 所 又 は に 、 、 の 、 、 の 、 で る の の 、 の で う こ と を を 家 の 、 に に 、 、 の 、 の の 務 の で き ら こ と を を の 、 、 で う る こ と う で う の の の で の る の の の で う の の の の ろ の を の の の の で を の の の の 、 の の で る の の の の の の 、 の ち の の と ち の の の の で う の の の の の の の う る こ と う の う し の の の の の で ら の の の の 、 し の 、 の の の の の う の の の 、 の う し う の の の の る の の 、 の う の の ろ の し し 、 の の の し の の の の の の う と こ し の 、 の の う の の の の う の う の う の の の の の の

its jurisdiction over a consular officer or employee, it must exercise its jurisdiction in such a manner as not to interfere unduly with the performance of consular functions. (4) A consular officer or employee shall enjoy exemption from military, naval, air, police, administrative or jury service of every kind, and from any contribution in lieu thereof.

(5) (a) A consular officer or employee may be required to give testimony in either a civil or a criminal case, except as provided in subparagraph (b) of this paragraph. The administrative or judicial authorities requiring his testimony shall take all reasonable steps to avoid interference with the performance of his official duties and, where possible or permissible, arrange for the taking of such testimony, orally or in writing, at his office or residence.

(b) A consular officer or employee shall be entitled to refuse a request from the administrative or judicial authorities of the receiving state to produce any documents from the consular archives or to give evidence relating to matters falling within the scope of his official duties. Such a request shall, however, be complied with in the interests of justice if it is possible to do so without

den the (6) fam the to fam the to fam the to fam fam fam fam fam fam fam fam fam fam	(6) 領事官又は領事館職員及びその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国内において、在留許可の取得及び外国人登録に関するいかなる要件をも免除される。領事官又は領事館職員及びその家族の構成員でその世帯に属するものが接受国において有給で雇用されるときは、この項の規定の利益を受けないものとする。 (7) 領事官は、認可状、臨時の許可又はその他の許可 すべての車両、船舶及び航空機は、第三者の損害に に使用されるすべての車両、船舶及び航空機並びに れて実際に業務を行なつている保険会社の十分な保 離害に基づくいかなる請求も、民事訴訟上の義務を 証書に基づくいかなる請求も、民事訴訟上の義務を
offic	する鑑定人として証言を行なうことを拒否する権
prej	事官又は領事館職員は、また、派遣国の法令に関

prejudicing the interests of the sending state. A consular officer or employee is also entitled to decline to give evidence as an expert witness with regard to the laws of the sending state.

(6) A consular officer or employee and members of his iamily forming part of his household shall be exempt in the receiving state from any requirements with regard to the registration of foreigners and the obtaining of permission to reside. Such members of the family of a consular officer or employee shall not receive the benefits of this paragraph if gainfully employed in the receiving

(7) A consular officer shall not, while holding his exequatur or other authorization, including provisional authorization, be subject to deportation.

(8) All vehicles, vessels and aircraft owned by the sending state and used for consular purposes, and all vehicles, vessels and aircraft owned by a consular officer or employee of the sending state shall be adequately insured against third party risks, with an insurance company authorized to do, and actually carrying on, business in the receiving state. Any claim arising under any such policy shall be deemed to be a claim arising out of a

	ゆ) 派遣国がもつばら第七条はに定めるいずれかの	
	又	
tha	役務又は地方的公共改良事業に関し課される租税	
or	るときは、その利益を受ける限度において、その	
ехс	役務又は地方的公共改良事業によつて利益を受け	
of	所有、使用又は占有。ただし、これらの不動産が	
pie	れかの目的のためにのみ使用する不動産の取得、	
ofi	は占有し、かつ、もつぱら第七条山に定めるいず	
	(a) 派遣国が所有し、又は他の方法で保有し若しく	
stat		
or	関して課されるものの納付を免除される。	
visi	は法律上納付の義務を負うもののうち、次のものに	
kin	遣国のために行動する一若しくは二以上の者が本来	
froi	種類の租税又はこれに類する課徴金で派遣国又は派	
con	し、接受国又はその地方公共団体が課するあらゆる	
on	以上の者は、接受国内にある派遣国の領事施設に関	権の免税気
(1	(1) 派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二	領事施設
	第十二条	
		特開權副
	第四部 財政上の特権	材政上の
plat		
con	るものとみなす。	
	米国との領事条約	

ntract involving liability in a civil action, as contemated in paragraph (2) of this Article.

## Part IV FINANCIAL PRIVILEGES

## Article 12

(1) The sending state, or one or more persons acting on behalf of the sending state, shall, with respect to its consular establishments in the receiving state, be exempt from the payment of all taxes or similar charges of any kind imposed by the receiving state or by any local subdivision thereof for the payment of which the sending state, or one or more persons acting on behalf of the sending state, would otherwise be legally liable, with respect to

(a) the acquisition, ownership, use or possession of immovable property, owned or otherwise held or occupied by the sending state and used exclusively for any of the purposes specified in paragraph (1) of Article 7, except taxes or other assessments imposed for services or local public improvements by which and to the extent that such property is benefited;

(b) the acquisition, ownership, possession or use

dents	shorte	し若しくは保有する場合及び the se	更に関係なく、一年以上、賃借契約により使用(		(a)(i) 派遣国が前記の領事施設を所有する場合又は (	ン。 officer	れる電気ガス税を免除する もの と解して は ならな 📔 establ	領事施設における電気又はガスの使用に対して課さ   impos	又は関連のある目的のため使用され又は保有される empti	し、領事官若しくは領事館職員の住居にあてるため more	派遣国のために行動する一若しくは二以上の者に対 shall	(1)创の規定は、次の場合を除くほか、派遣国又は (2)		び提供を含む。)で派遣国の領事施設 の 運営に伴 │ acqui		fees ;	手数料の支払に対する領収書 servic	(c) 領事事務の代償として受領する手数料及びその	Artic	有又は使用 for a	T ガガフてガ2枚マイオ / の 耳谷 一月才 ロー all Cla
dents, and	shorter than a year and irrespective of changes in resi-	the sending state on a lease, during a period of time not	(ii) such consular establishment is used or held by	the sending state, or	(a) (i) such consular establishment is owned by	officer or employee or for related purposes, unless:	establishment used or held for residence for a consular	imposed on the use of electricity or gas at a consular	emptions from the taxes on electricity and gas to be	more persons acting on behalf of the sending state, ex-	shall be construed to accord the sending state, or one or	(2) No provision of subparagraph (1)(d) of this Article	ation of a consular establishment of the sending state.	acquisition or rendition of services, incident to the oper-	(d) any other acts or transactions, including the		services and the receipts given for the payment of such	(c) the fees received in compensation for consular	Article 7:	for any of the purposes specified in paragraph (1) of	aircraft, owned or used by the sending state exclusively

セニヨ

税職び領 特員領事 権の事官 免館及

脱又はこれに頃する課徴金を含めて、接受国又はの使用許可、所有、登録、使用及び運転に伴う租役務職員でない領事館職員は、その所有する車両又は事務的若しくは技術的業務を行ない、かつ、	(3)に別段の定めがある場合を除くほか、領	る。 類の租税又はこれに類する課徴金の納付を免除され し接受国又はその地方公共団体が課するすべての種 国から受領する公の給与、俸給、賃金又は手当に対	遣国以外の国の国民であるかどうかを問わず、派遣山 派遣国の国民である領事官又は領事館職員は、派	第十三条	れに類する課徴金について、適用しない。	の者以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこは二以上の者に移転される場合であつても、これら	課	義務を負う場合事者であり、かつ、電気又はガスの料金を支払う()) 派遣国が電気又はガスの使用に関する契約の当
--	-----------------------	---	---	------	---------------------	--	---	--

on the use of electricity or gas and is liable for the payment of charges for electricity or gas. (b) the sending state is the party to the contract

standing that the burden of the tax or other similar charge which some other person is legally liable, notwithpersons acting on behalf of the sending state. may be passed on to the sending state or one or more respect to taxes or other similar charges of any kind for (3) The foregoing exemptions shall not apply with

#### Article 13

emoluments, salaries, wages or allowances received by ceiving state or any local subdivision thereof on the official taxes or similar charges of any kind imposed by the reany other state, shall be exempt from the payment of all of the sending state, whether or not he is a national of such officer or employee from the sending state (1) Any consular officer or employee who is a national

wise provided in paragraph (3) of this Article, be exempt does not belong to the service staff shall, except as otherwho performs administrative or technical work and who (2) (a) A consular officer, or a consular employee from the payment of all taxes or similar charges of any

	米国との領事条約
withir	税(⑴に規定する租税を除く。)
$\sim$	ゆ 接受国内に源泉がある所得に対して課される租
state;	
occup	対して課される租税
$\sim$	(a) 接受国内にある不動産の取得、所有又は占有に
Articl	ι.
(3)	③ ②@の規定は、次の租税については、適用しな
may l	れに類する課徴金については、適用しない。
standi	員以外の者が法律上納付の義務を負う租税又はこ
which	る場合であつても、当該領事官又は当該領事館職
respec	負担が当該領事官又は当該領事館職員に移転され
$\sim$	(ゆ) 前記の免除は、租税又はこれに類する課徴金の
charge	
least	
or em	四条に定めるところによる。
the la	する租税又はこれに類する課徴金の免除は、第十
to su	除を受ける権利を有するものとする。輸入品に対
wise	職員は、少なくとも一台の車両について、この免
paym	ろによる。ただし、このような領事官又は領事館
receiv	を受ける車両の数は、接受国の法令の定めるとこ
cles o	の義務を負うものの納付を免除される。この免除
licens	はこれに類する課徴金で本来は自己が法律上納付
kind,	その地方公共団体が課するすべての種類の租税又

r employee shall be entitled to such exemption for at ayment of which such officer or employee would otherne laws of the receiving state, provided that such officer such exemption shall be decided in accordance with eceiving state or any local subdivision thereof for the censing, titling, registration, use and operation of vehinarges on imports shall be as provided in Article 14. ast one vehicle. The exemption of taxes or similar ise be legally liable. The number of vehicles entitled es owned by such officer or employee, imposed by the ind, including taxes or similar charges incident to the

3) The provisions of subparagraph (2) (a) of this nay be passed on to such officer or employee anding that the burden of the tax or other similar charge hich some other person is legally liable, notwithspect to taxes or other similar charges of any kind for (b) The foregoing exemption shall not apply with

cupation of immovable property situated in the receiving rticle shall not apply to: (a) taxes imposed on the acquisition, ownership or

ithin the receiving state, other than those stipulated in (b) taxes imposed on income derived from sources

移た
こえな、西頂に相当する形子に周してま、受領した公の給与、俸給及び手当の総額の
その領事官又は領事館職員がその死亡の直前の年
に関連して接受国内に所有していたもののうち、
領事官又は領事館職員がもつぱらその公務の遂行
亡の時に接受国内にあつた動産で、その死亡した
その地方公共団体は、領事官又は領事館職員の死
(4.0) (1、(2)及び(3)の規定にかかわらず、接受国又は
うな移転に伴つて課されるもの
財産の死亡に基づく移転を理由として又はそのよ
① 遺産税、相続税その他の租税で接受国内にある
して又はそのような移転に伴つて課される租税
(e) 接受国内にある財産の贈与による移転を理由と
に軽油引取税
を含む遊興税、入湯税、通行税、電気ガス税並び
ゆ 娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び旅館税
して課される租税
書に対して課されるもの又は有価証券の移転に対
印紙税その他の租税で取引を有効なものとする証
() 財産の移転に関して課され若しくは徴収される
米国との領事条約

paragraph (1) of this Article;

(c) taxes on instruments effecting transactions, such as stamp duties imposed or collected in connection with the transfer of property, or taxes on the transfer of securities;

(d) taxes on the use of amusement facilities, the amusement tax including any hotel and restaurant tax, the spa tax, the traveling tax, taxes on electricity and gas, and the diesel oil delivery tax;

(e) taxes imposed by reason of or incident to the transfer by gift of property located in the receiving state;

(f) taxes imposed by reason of or incident to the passing on death of property located in the receiving state, such as estate, inheritance, and succession taxes.

(4) (a) Notwithstanding any provisions of the preceding paragraphs of this Article, no such tax as estate, inheritance or succession tax shall be imposed or collected by the receiving state or any local subdivision thereof by reason of or incident to the passing of movable property located in the receiving state upon the death of a consular officer or employee in respect of that part of such movable property which the deceased consular officer or employee owned within the receiving state solely in connection with 税税対輸 の、す入 免内国関に

tend	免除を受けて、接受国に輸入することができる。
all a	団体が課するすべての関税、内国税その他の租税の
by 1	対し又は輸入を理由として接受国又はその地方公共
othe	物品(車両、船舶及び航空機 を 含む。)を、輸入に
state	連する接受国内における公の使用のためのすべての
(1)	派遣国は、第七条⑴に定めるいずれかの目的に関
	第十四条
perf	
prol	成するものとする。
or	ばらその公務の遂行に関連して所有する財産を構
tern	に係る債権は、その領事官又は領事館職員がもつ
man	求払いの預金に係る債権又は一年未満の定期預金
and	員の家財、所持品、個人的に所有する車両及び要
Arti	ことを条件として、死亡した領事官又は領事館職
	ゆ ④ ④ の規定の適用上、及び同規定の制限に従う
his	
offic	
men	
exce	はならない。
the	遣産税、相続税その他の租税を課し又は徴収して

米国との領事条約

te performance of his official duties, and which does not ceed in value two times the amount of all official emoluents, salaries and allowances received by the consular ficer or employee for the year immediately preceding is death.

(b) For the purpose of paragraph (4) (a) of this rrticle and subject to the limitations thereof, household nd personal effects, personally owned vehicles and detand deposit accounts or time deposit accounts with a trm shorter than one year of the deceased consular officer r employee shall be deemed conclusively to constitute roperty owned by him solely in connection with the erformance of his official duties.

Article 14

(1) The sending state may import into the receiving state, free of all custom duties and internal revenue or other taxes imposed upon or by reason of importation by the receiving state or by any local subdivision thereof, all articles, including vehicles, vessels and aircraft, intended for official use in the receiving state in connection with any of the purposes specified in paragraph (1) of Article 7.